

# 横浜市記者発表資料

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

令和7年9月4日  
市民局市民情報課

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3254号から第3256号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の3件の答申を行いました。

答申第3254号では、横浜市代表監査委員が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第3255号では、横浜市長が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3256号では、横浜市教育委員会が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

### 1 答申の件名

(1) 「(1) 住民監査請求（令和5年3月30日受付・その1）に伴う請求人、議長、市長及び監査の対象となる可能性のある部署への通知について（令和4年度監監第804号）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3254号】

(2) 「令和4年9月28日決裁 都市調第390号土地区画整理事業の換地計画の認可について（川向町南耕地地区土地区画整理事業）のうち (1) 整理前路線価指数図 (2) 整理後路線価指数図 (3) 整理前面地評価計算書 (4) 整理後面地評価計算書 (5) 整理前各筆評価図 (6) 換地評価図 (7) 換地図（その1）及び（その2） (8) 整理前路線価計算書及び整理後路線価計算書 (9) 換地規程 (10) 基準地積調書」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3255号】

(3) 「(1) 「第3 調理過程 3 食品の検収・保管等(1)」に定められている検収の記録、及び給食物資検収簿（10月5日分）」外5件の一部開示決定のうち「(1) 「第3 調理過程 3 食品の検収・保管等(1)」に定められている検収の記録、及び給食物資検収簿（10月5日分）」に係る部分に対する審査請求についての答申

【答申第3256号】

### 2 質問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮詢日	請求者	実施機関
3254	令和5年8月23日	令和5年10月17日	令和6年1月12日	令和6年2月6日	個人	監査委員
3255	令和5年10月27日	令和5年11月13日	令和6年2月2日	令和6年2月29日	個人	市長
3256	令和5年12月26日	令和6年2月16日	令和6年3月12日	令和6年4月11日	個人	教育委員会

### 3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3254	<p>「(1) 住民監査請求（令和5年3月30日受付・その1）に伴う請求人、議長、市長及び監査の対象となる可能性のある部署への通知について（令和4年度監査第804号）」（以下「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>一部開示</p> <p><b>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号に該当</b></p> <p><b>・個人の氏名、生年、国籍、家庭状況、写真上の個人の顔、学校名、司法試験合格年月日、司法修習終了年月日、司法修習期、弁護士登録年月、弁護士登録番号及び社会的活動に関する情報</b></p> <p>（個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。）</p> <p><b>条例第7条第2項第5号柱書に該当</b></p> <p><b>・業務メールアドレス</b></p> <p>（日常の事務において市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用されており、公になった場合、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害を生じるおそれがあることから、市の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>	開示範囲を拡大すべき
3255	<p>「令和4年9月28日決裁 都市調第390号土地区画整理事業の換地計画の認可について（川向町南耕地地区土地区画整理事業）のうち(1) 整理前路線価指数図 (2) 整理後路線価指数図 (3) 整理前画地評価計算書 (4) 整理後画地評価計算書 (5) 整理前各筆評価図 (6) 換地評価図 (7) 換地図(その1)及び(その2) (8) 整理前路線価計算書及び整理後路線価計算書 (9) 換地規程 (10) 基準地積調書」（以下「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>一部開示</p> <p><b>条例第7条第2項第1号に該当</b></p> <p><b>・個人の財産状況（清算金等）に関する情報</b></p> <p>（個人に関する情報であって、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。）</p> <p><b>条例第7条第2項第3号アに該当</b></p> <p><b>・法人の財務関係（清算金等）に関する情報</b></p> <p>（法人の事業活動を行う上で内部管理に関する情報であり、開示することにより当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため。）</p>	原処分妥当
3256	<p>「(1) 「第3 調理過程 3 食品の検収・保管等(1)」に定められている検収の記録、及び給食物資検収簿(10月5日分)」（以下「審査請求文書」という。）</p>	<p>一部開示</p> <p><b>条例第7条第2項第1号に該当</b></p> <p><b>・検収責任者名</b></p> <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため）</p> <p><b>条例第7条第2項第3号アに該当</b></p> <p><b>・品名、数量、納品時間、納入業者名、製造</b></p>	開示範囲を拡大すべき

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
		<b>業者名、生産地、品質、鮮度、外装状況、異臭の有無、異物混入の有無、消費期限・賞味期限、製造年月日、品温、ロット番号及び備考</b> (事業者が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該事業者の事業活動が損なわれると認められるため)	

#### 4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3254	<p><b>《住民監査請求に係る事務について》</b></p> <p>監査事務局監査管理課では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に基づく住民監査請求に関する監査の事務を所管している。</p> <p>住民監査請求とは、市民が、市長・市職員等による違法又は不当な財務会計上の行為や違法又は不当に財産の管理を怠る事実があると考えるときに、監査委員に対し監査を求め、当該行為の防止、是正、当該怠る事実を改め、又は市が被った損害を補填するため必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。</p> <p>住民監査請求があったときは、監査委員が議長及び市長へ、地方自治法第242条第3項の規定に基づき、請求の要旨を通知している。また、請求人には請求書を受け付けた旨を通知し、当該住民監査請求の監査の対象となる可能性のある部署には請求があった旨及び請求の内容について通知している。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、「住民監査請求（令和5年3月30日受付・その1）に伴う請求人、議長、市長及び監査の対象となる可能性のある部署への通知について」（令和4年度監監第804号）の起案文書である。</p> <p><b>《条例第7条第2項第1号の該当性について》</b></p> <p>ア 不開示部分のうち、個人の氏名、生年、国籍、家庭状況、写真上の個人の顔、学校名及び社会的活動に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>イ 不開示部分のうち、司法試験合格年月日、司法修習終了年月日、司法修習期及び弁護士登録年月は、審査請求書の各添付書類及び審査請求人に開示された対象行政文書等の他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。</p> <p>そして、これらの情報が、官報で一旦公告されたことがあったとしても、一時的に公にされただけであり、以後も反復継続して公告されているわけではない。</p> <p>したがって、司法試験合格年月日、司法修習終了年月日、司法修習期及び弁護士登録年月は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とはいえず、本号ただし書アに該当せず、ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>ウ 不開示部分のうち、弁護士登録番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。</p> <p>しかし、職務上使用する弁護士名で日本弁護士連合会のウェブサイト上の弁護士検索において検索すると、検索結果ページに弁護士登録番号の記載がある。</p> <p>日本弁護士連合会のウェブサイト上の弁護士検索結果ページに弁護士登録番号の記載があることからすれば、弁護士登録番号は一般に公表されて知り得る情報であり、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」と認められ、本号ただし書アに該</p>

答申番号	判断の要旨
	<p>当する。</p> <p><b>《条例第7条第2項第5号柱書の該当性について》</b></p> <p>実施機関は、業務メールアドレスについて不開示としており、この点について実施機関に確認したところ、業務メールアドレスは、住民監査請求に係る関係者等との連絡に使用しており、一般に公表されていないとのことであった。</p> <p>そのため、開示することにより、目的外の予期しないメールへの対応に時間を割かれる等により、これらのメールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>
3255	<p><b>《土地区画整理事業の換地計画の認可に係る事務について》</b></p> <p>土地区画整理事業法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第86条第1項では、施行者は、換地処分を行うために換地計画を定め、換地計画は都道府県知事（法第136条の3により指定都市においては市長。以下同じ。）の認可を受けなければならぬと規定している。</p> <p>換地計画においては、「換地設計」、「各筆換地明細」、「各筆各権利別清算金明細」及び「保留地その他の特別の定めをする土地の明細」を定めなければならず（法第87条第1項）、また、都道府県知事は、認可の申請があった場合は、法第86条第4項各号に定める場合を除いて、認可をしなければならないこととされている。</p> <p>横浜市では、上記の法令に基づいて、換地計画を審査し、認可を行っている。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、土地区画整理事業の換地計画の認可について（川向町南耕地地区土地区画整理事業）（令和4年度都市調第390号）のうち、(1)整理前路線価指数図 (2)整理後路線価指数図 (3)整理前画地評価計算書 (4)整理後画地評価計算書 (5)整理前各筆評価図 (6)換地評価図 (7)換地図（その1）及び（その2） (8)整理前路線価計算書及び整理後路線価計算書 (9)換地規程 (10)基準地積調書である。</p> <p><b>《条例第7条第2項第1号の該当性について》</b></p> <p>ア 清算金の算定方法</p> <p>清算金は、特定年月日1に本件審査請求人に対し一部開示決定をした権利清算書で算定をしており、「m<sup>2</sup>当たり指数」及び「画地評定指数」から算定することができる。</p> <p>清算金の算定方法は、法第87条第1項第3号に、換地計画において定める事項として「各筆各権利別清算金明細」が規定されており、土地区画整理事業法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第14条に様式が定められているほか、市販の書籍等においても清算金の算定方法が解説されている。また、清算金の算定方法については、実施機関の職員が特定年月日2に本件審査請求人の自宅を訪問した際に説明している。</p> <p>そのため、清算金の算定方法自体は、一般に公表されている。</p> <p>イ 個人の財産状況（清算金等）に関する情報について</p> <p>しかし、本件審査請求文書のうち、整理前画地評価計算書の備考欄記載の個人名及び整理後画地評価計算書の個人名は対象地の所有者であるから、「m<sup>2</sup>当たり指数」、「画地評定指数」、「符号」及び「面積（m<sup>2</sup>）」を除く「正面からの評価」（以下「正面からの評価」という。）並びに「側方・背面加算評価」は、個人の資産に関する情報である。</p> <p>また、「m<sup>2</sup>当たり指数」、「画地評定指数」、「正面からの評価」及び「側方・背面加算評価」は、個人によってその数値は異なり、一般に公表されているものではない。</p> <p>したがって、個人の財産状況（清算金等）に関する情報を公にすると、本来明らかにされることのない個人の資産に関する情報が判明してしまうことになり、個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当する。</p> <p>ウ 審査請求人は、法第88条第2項から、2週間公衆の縦覧に供する換地計画には個人の清算金も含まれており、本号ただし書アに該当すると主張する。</p> <p>しかし、公衆の縦覧に供する換地計画の内容に、基準地積と清算金は含まれているが、「m<sup>2</sup>当たり指数」、「画地評定指数」、「正面からの評価」及び「側方・背面加算評価」等</p>

答申番号	判断の要旨
	<p>の算定過程の情報は含まれていない。</p> <p>また、換地計画が公衆の縦覧に供されるのは法令上、2週間という期間の範囲内にとどまっている。</p> <p>したがって、個人の財産状況（清算金等）に関する情報は、法令等の規定により公にされているとはいはず、本号ただし書アに該当しない。</p> <p><b>《条例第7条第2項第3号アの該当性について》</b></p> <p>法人の財務関係（清算金等）に関する情報について</p> <p>上記《条例第7条第2項第1号の該当性について》アのとおり、清算金の算定方法自体は、一般に公表されている。</p> <p>しかし、本件審査請求文書のうち、整理前画地評価計算書の備考欄記載の法人名及び整理後画地評価計算書の法人名は対象地の所有者であるから、「<math>m^2</math>当たり指數」、「画地評定指數」、「正面からの評価」及び「側方・背面加算評価」は、法人の財産及び経理に関する情報である。</p> <p>また、「<math>m^2</math>当たり指數」、「画地評定指數」、「正面からの評価」及び「側方・背面加算評価」は、法人によってその数値は異なり、一般に公表されているものではない。</p> <p>したがって、法人の財務関係（清算金等）に関する情報を公にすることにより、当該法人の財産及び経理に関する情報が競合他社に知られて当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあると認められる。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3256	<p><b>《横浜市立中学校給食衛生管理基準に係る事務について》</b></p> <p>横浜市では、令和3年4月から中学校給食を提供しており、調理・配達業務を民間事業者4社に委託している。安全・安心な給食提供を行うため、横浜市が定めた中学校給食衛生管理基準のもと、衛生管理補助等業務委託事業者と共に、横浜市が主体となって衛生管理を徹底している。</p> <p>当該衛生管理基準は、中学校給食の調理施設等に係る衛生管理について適用するものであり、横浜市立中学校給食調理施設及び設備、横浜市立中学校給食受配校の一時保管場所及び配膳場所、食品の取扱い、調理従業者等に係る衛生管理について定めている。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、給食調理製造事業者（以下「調理業者」という。）が横浜市立中学校給食衛生管理基準に基づき作成した食材の検収記録簿であり、食材の品名、発注量、納品量、納品日、納品時間、納品業者名、製造業者名、生産地等が記載されている。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち検収責任者サインを条例第7条第2項第1号に、品名、数量、納品時間、納入業者名、製造業者名、生産地、品質、鮮度、外装状況、異臭の有無、異物混入の有無、消費期限・賞味期限、製造年月日、品温、ロット番号及び備考を同項第3号アに該当し不開示としている。このうち、審査請求人は品名、生産地、品質、鮮度、外装状況、異臭の有無、異物混入の有無、消費期限・賞味期限、製造年月日及び品温（以下これらを「本件審査請求部分」という。）の開示を求めているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p><b>《条例第7条第2項第3号アの該当性について》</b></p> <p>ア 本件審査請求部分のうち、別表に示す部分については、納品された食材の品名や品質等に係る記載であり、これらの情報は、公にすることにより、当該事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるとは認められないため、本号に該当しない。その余の部分に係る情報は、食材の製造業者の特定につながる品名が記載されており、開示すると、調理業者各社が独自に選定した食材の製造業者が特定されることにより競争上の不利益を被り、事業活動が損なわれるおそれがあると認められ、本号に該当する。</p> <p>イ 実施機関は、異物の混入（以下「本件事案」という。）が見つかった調理業者が推測されることにより風評被害を受けるなど、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあると主張するが、本件審査請求部分には本件事案が見つかった調理業者が推測される情報が含まれているとは認められない。</p>

答申番号	判断の要旨	
	審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。	
別表		
	不開示部分	開示すべき部分
1 頁目	「品名」欄、「生産地」欄、「品質」欄、「鮮度」欄、「外装状況」欄、「異物有無」欄、「異臭有無」欄、「消費又は賞味期限」欄、「製造年月日」欄、「品温」欄	全て
	「食材名」欄	1行目から3行目までの全て、6行目から8行目までの全て、12行目及び13行目の全て、17行目の全て、20行目から26行目までの全て
2 頁目	「生産地」欄、「品質」欄、「鮮度」欄、「外装状況」欄、「異物有無」欄、「異臭有無」欄、「消費又は賞味期限」欄、「製造年月日」欄、「品温」欄	全て
	品名記載欄、「生産地」欄、「品質」欄、「鮮度」欄、「外装状況」欄、「異物有無」欄、「異臭有無」欄、「消費又は賞味期限」欄、「製造年月日」欄、「品温」欄	全て
3 頁目	品名記載欄、「生産地」欄、「品質」欄、「鮮度」欄、「外装状況」欄、「異物有無」欄、「異臭有無」欄、「消費又は賞味期限」欄、「製造年月日」欄、「品温」欄	全て
	品名記載欄、「生産地」欄、「品質」欄、「鮮度」欄、「外装状況」欄、「異物有無」欄、「異臭有無」欄、「消費又は賞味期限」欄、「製造年月日」欄、「品温」欄	全て
4 頁目	「食材名」欄	1行目の全て、4行目の全て、10行目から12行目までの全て、18行目及び19行目の全て、22行目から28行目までの全て、32行目の全て
	「生産地」欄、「品質」欄、「鮮度」欄、「外装状況」欄、「異物有無」欄、「異臭有無」欄、「消費又は賞味期限」欄、「製造年月日」欄、「品温」欄	全て
5 頁目		

(注意)

不開示部分は、項目名を1行目とする。

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

## 5 条例（抜粋）

### 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

#### （行政文書の開示義務）

##### 第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（1）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第2号省略）

（3）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

（イ省略）

（第4号省略）

（5）市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

（アからオまで省略）

お問合せ先

市民局市民情報課長 平賀 匡生 Tel 045-671-3881